

東京外環
(関越～東名)

GAIKAN

2006年7月

外環journal

ジャーナル

第24号

(発行所) 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所
〒158-8580 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7F TEL/FAX 0120-34-1491 (外環専用ダイヤル)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/>

東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)

都市計画案及び環境影響評価準備書の 説明会と相談コーナーを開催

説明会

期日	地区	会場名	来場者数
6月6日(火)	練馬区	泉新小学校	212名
6月7日(水)	練馬区	上石神井中学校	319名
6月8日(木)	練馬区	石神井中学校	198名
6月14日(水)	調布市	若葉小学校	123名
6月15日(木)	調布市	緑ヶ丘小学校	98名
6月16日(金)	世田谷区	明正小学校	115名
6月19日(月)	世田谷区	砧小学校	190名
6月20日(火)	武蔵野市	武蔵野公会堂	179名
6月21日(水)	杉並区	桃井第四小学校	335名
6月22日(木)	狛江市	狛江第五小学校	65名
6月23日(金)	三鷹市	北野小学校	269名
6月27日(火)	三鷹市	高山小学校	186名



都市計画図や計画概念図のまわりには「自宅は計画範囲内に入るのか」「建築制限は今後どうなるのか」「用地交渉はいつ始まるのか」といったご質問・ご相談が寄せられ、担当者がそれぞれ対応しました

説明会

説明会では、「都市計画変更案」と「環境影響評価準備書」の概要について、スライドなどを用いて

東京都は国土交通省の協力のもと、都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)の都市計画案及び環境影響評価準備書に関する説明会を、6月6日から27日にかけて沿線7区市12会場で開催しました。
また、相談コーナーを6月26日から7月2日にかけて7会場で開催しました。

説明し、その後、会場出席者からご質問やご意見をいただきました。また、会場には変更案を示した計画図や、それを具体化した計画概念図を掲示し、外環について情報を提供しました。
説明会で寄せられた主な質問と国と都の考えを本紙2面で紹介します。

相談コーナー

説明会の開催とあわせて、各地区で相談コーナーを開設しました。
相談コーナーでは、外環全般についてのご質問やご意見のほか、「土地や建物の補償はどの程度になるのか」「自宅の周辺はどのように整備されるのか」といった個別の相談も多く寄せられました。



来場者の相談や質問には、担当者がそれぞれ対応しました

相談コーナー

期日	地区	会場名	期日	地区	会場名
6月26日(月)	練馬区	練馬常設オープンハウス会場	6月30日(金)	調布市	緑ヶ丘地域福祉センター
6月27日(火)	三鷹市	三鷹常設オープンハウス会場	7月1日(土)	武蔵野市	吉祥寺南町コミュニティセンター
6月28日(水)	狛江市	谷戸橋地区センター	7月2日(日)	世田谷区	砧総合支所
6月29日(木)	杉並区	西荻地域区民センター			

意見書提出は7月18日(火)まで

※郵送の場合当日消印有効

提出先	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎21階北側 TEL:03-5388-3225
意見書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画案」に対する意見書 <ul style="list-style-type: none"> ① 件名:「外環の都市計画案の意見」と記入 ② 住所及び氏名 ③ 意見 ●「環境影響評価準備書」に対する意見書 <ul style="list-style-type: none"> ① 件名:「外環環境影響評価の意見」と記入 ② 氏名及び住所(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入) ③ 意見(環境の保全の見地からの意見) 	



多数のご来場をいただきました。質疑応答では、都市計画案や準備書についてのご意見、ご質問のほか、さまざまな疑問にお答えしました

インフォメーション <http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/>

外環ホームページでは、「環境影響評価準備書」や「都市計画案及び環境影響評価準備書のあらまし(パンフレット)」などの関連資料を公開しています。
また、説明会で使用したスライドをビデオCDにしてお貸しします。

お問い合わせ 国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状道路調査事務所
〒158-8580 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7F
TEL&FAX: 0120-34-1491 (外環専用ダイヤル) [平日9:15～18:00]
E-mail gaikan@ktr.mlit.go.jp

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 外かく環状道路担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎22階南側
TEL: 03-5388-3279 (直通) FAX: 03-5388-1354
E-mail S0000179@section.metro.tokyo.jp



「都市計画案」及び「環境影響評価準備書」への質問

説明会での主な質問と、国と都の考えを紹介します。

Q1 どうして今、都市計画変更及び環境影響評価の手続きに入るの？

A 外環は、首都圏の交通渋滞や環境の改善、経済効果、都市再生に大きな役割を果たすことから、沿線地域をはじめ首都圏全体として、必要性は高いと考えております。

沿線地域では慎重な検討を求め、意見がある一方で、広域的には外環の早期整備を求める意見が多く、また沿線地域でも「早期整備が必要」「作る、作らないを早く決めてほしい」といった意見もあります。

さらに、沿線区市長意見交換会を開催し、意見を聴いてきました。

Q4 意見書を出すと、どのように扱われるの？

A 都市計画案及び環境影響評価準備書に対する住民の皆様からの意見は、7月18日(火)までの間に、いた

Q3 立体都市計画ってどういう制度なの？ 建築制限はなくなるの？

A 立体都市計画とは、適正かつ合理的な土地利用を図るため、地下等に都市施設(道路等)を整備する場合に、当該都市施設の区域に立体的な範囲を定め、道路の整備に支障のない範囲で、地上部の建築制限の緩和を目的とする制度です。

外環の都市計画変更案は、シールドトンネル区間など、地上部からの工事を行わない部分について、地下に立体都市計画を定めています。

Q2 都市計画や環境影響評価では何が決まるの？

A 都市計画の決定により、都市計画施設(道路等)の位置や区域・構造等が定められます。外環については、ルート、トンネル構造、IC・JCT位置等が具体的に決まります。

環境影響評価とは、事業が環境に与える影響を、事前に調査、予測及び評価し、必要に応じて環境保全のための措置を講じることなどにより、

いては、意見の概要をとりまとめ、東京都(都市計画決定権者)の見解とあわせて、関係区市長及び東京都知事に送付し、区市長は住民の意見等を参考にし、意見を形成します。

都市計画案に対する住民の意見については、意見の要旨をとりまとめ、東京都の見解とあわせて東京都都市計画審議会に提出し、審議されます。

なお、いただいた皆様からの意見については、設計や事業段階に入った場合でも、可能なものについては取り入れていきます。

Q9 地上部街路(外環ノ2)はどうなるの？

A 地上部街路(外環ノ2)の計画については、これまでの計画については、これまで

①現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備
②都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備
③代替機能を確保して都市計画を廃止

の3つの考え方を示し、意見を聴いてきました。

さらに、平成18年4月に公表した「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」においても、外環が地下化された場合、その必要性について検討する路線として位置づけました。

今後、引き続き皆様の意見を聴きながら、区・市とともに早期に結論を得られるよう検討を進めます。

Q7 外環を事業化することが決まったの？

A 事業化は、都市計画変更等の手続きを踏まえ、費用対効果や採算性などを検討し、国土開発幹線自動車道建設会議で審議され、決定

されます。

今後、具体的な事業主体や事業手法などについて、検討していきます。

Q6 予測結果と違い、影響が生じた場合、どうするの？

A 今回の環境影響評価で示した配慮・保全措置を行うことで、著しい影響が生

じることが明らかとなった場合は、環境保全のための必要な追加対策を検討・実施します。

また、完成後も必要に応じて、大気質や騒音の観測を継続するなどの事後調査を実施します。

Q8 外環の東名以南の計画はどうなるの？

A 外環の東名以南については、早期整備に向けた

検討の必要性があるとの意見をいただいています。

関越道から東名高速間の計画変更の状況を踏まえつつ、関係機関と調整の場を設けるなど、検討のスピードを早めています。